

魏志倭人伝「南至」の「南」は出発方向である

塚田和正

まえがき

これまでの邪馬台国論は魏志倭人伝には誤りが有るとして、その誤りを「正しく？」書き換えることで邪馬台国への行程を論じてきた。書き換えの代表的な例としては

(1) 末蘆国は松浦半島、伊都国は糸島半島とする比定では、魏志倭人伝に記された方角、距離が実際の地形と合わなくなるが、これは比定した場所が誤っているのではなく、魏志倭人伝に記された方角、距離が誤っていると断定して書き換えることが正当化された。

(2) 魏志倭人伝に記された邪馬台国はそのまま読むと九州よりはるか南の太平洋上になるのでこれも魏志倭人伝の誤りとされた。邪馬台国畿内論者は、南は東の誤りとして、南を東に書き替えることを正当化してきた。

この様な代表例以外でも魏志倭人伝の記載が論者の理論に合わない場合は、その都合に合わせて書き換えることで論ぜられている。この様にそれぞれの論者の都合により書き換えられるため、その論理は発散状態にあることから邪馬台国の地は永久に定まらない状況にある。解決策は全書き換え論者により書き換え箇所及び書き換え字句を統一することにある。これによりで書き換えにより求めた一つの邪馬台国に辿り着くことができる。しかし現実的には全論者が同意して一本化の議論が進むことなどはあり得ない。

筆者は魏志倭人伝には誤りが有るとするこれまでの見方と真逆、すなわち魏志倭人伝には誤りは無いことを前提として邪馬台国論を論ずる。

魏志倭人伝は中国の国史の一部であることから最も信用度の高い書物であり、少なくとも書かれた当初は常識的な読み方がされており、その時点において文章には矛盾もなく間違いも認められなく読まれていたはずであるとした。例えば倭国の都である邪馬台国がはるか南方の端にあるような読み方がされることはあり得ない。もし当時から間違いがわかるようであれば文章は正しく書き換えられるか、削除されて現在まで残っていないはずである。写本時に写し間違いはあるとしても、それが方角、距離の部分に集中して起こることなど統計的にあり得ないことである。このために魏は倭国に調査団を派遣していることから方角、距離に誤りがあることなどあり得ないことである。

以上これらのことを基本として魏志倭人伝を書き換え無しでこれまでと異なる読み替えをすることで、筆者は論理的に合理的でかつ現実的な邪馬台国の地に辿り着くことができた。それは北部九州から時計回りに九州を一周して北部九州にあった邪馬台国に到達する行程であった。これは魏志倭人伝の行程に関する記載を一字一句書き換えることなく読み解いた結果である。

筆者は魏志倭人伝に誤りは無いことを大前提として、魏志倭人伝に記された邪馬台国の地に行き着けることが可能であることを証明した。

1. 女王国は邪馬台国の中にある

魏志倭人伝には女王国の存在が記載されている。女王国は帯方郡より距離は萬二千余里と明確に記されている。この女王国と邪馬台国が相互にどのように位置づけられるか検討する。

(1) 女王国を関連付ける記載

女王国に關係する魏志倭人伝の記載から女王国の存在意義を考える。

以下に魏志倭人伝に記載されている女王国関連文章を示す。

- ・南至投馬國 水行二十日 南至邪馬台国女王之所都水行十日陸行一月
- ・自女王国以北 特置一大卒檢察 諸国畏憚之 常治伊都国 於国中有如刺史 王遣使詣京都帶方郡 諸韓国及郡使倭国 皆臨津搜露 傳送文書賜遺之物詣女王 不得差錯
- ・東南陸行 五百里 到伊都国 官有千余戸 出有王 皆統属女王国 郡使往来常所駐
- ・其南有狗奴国 不属女王 自郡至女王国万二千里
- ・女王国東 渡海千余里 復有国皆倭種

(2) 女王国の政治的な位置づけ

女王国は倭国の都であり、その都は邪馬台国にある

女王国には卑弥呼が政務を行う宮殿がある

女王国以北の治安は一大卒が担い、また入出国管理や税関の役割もしていた。その役所は伊都国にあった。

伊都国には女王国配下にある王が居り、また帯方郡の郡使が駐在していた。

以上これらの文面から判断すると伊都国に倭国の外政を担う役所があったことがわかる。さらに一大卒が治安を担っていることなどから内政を司る役所があったことが推定できる。卑弥呼の居る女王国は国々間の紛争の解決、政策の立案する場所であり、伊都国は倭国の政治を実行する場所であった。女王国は卑弥呼が判断を下す場所であり、政務を行う場ではなかった。倭国の実質的な都は伊都国である。

倭国の都には楼観、城柵を備えた卑弥呼の宮殿があり、その都は邪馬台国の中にある。言い換えると都は邪馬台国にあり、その都には卑弥呼の宮殿があり、その宮殿が女王国である。しかし女王国という国は存在していなかったと考える。それは卑弥呼が住む宮殿を魏がそのように名付けていたと推測する。

倭国の都は邪馬台国にあり、その都には卑弥呼の宮殿があり、そこが女王国である。

(3) 女王国の地理的な位置づけ

女王国は伊都国より南にある。

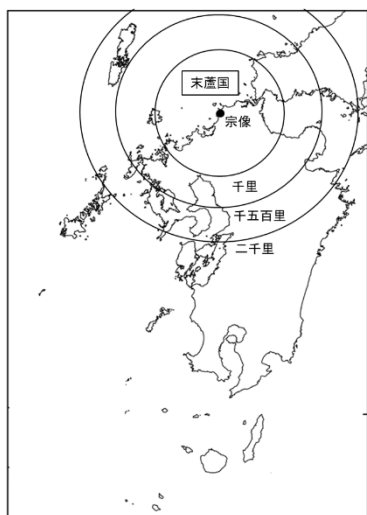
女王国の南に狗奴国がる。

女王国の東の海を渡ると同じ倭人の国がある。

女王国は帯方郡より一万二千里である。

魏志倭人伝の文面から帯方郡から末蘆国までは一万里であることは明らかである。末蘆国は九州本島の北部海岸に面している。従って末蘆国から女王国までは残りの二千里となる。末蘆国から東南五百里に伊都国があるので女王国はさらに南にあることになる。すなわち女王国は末蘆国より南でなければならない。末蘆国が九州北岸のどこにあるかにより女王国の場所も限られる。魏志倭人伝の文面から一大国（壹岐）より末蘆国まで一千里であるので九州北岸の適合する場所は宗像となる。従来比定されてきた松浦半島は一千里より短く適合しない。よって宗像を末蘆国として、ここより二千里の範囲を下図に示す。

女王国は末蘆国(宗像)より南方二千里



直線距離で二千里の範囲は大分、熊本まで及ぶことになり九州本島の北半分となる。また本州側の山口なども範囲となるが伊都国より南とはなりえないので除外される。よって女王国は九州本島内にあることになる。また女王国の東側は九州本島の東海岸に当りこの海を渡った先に別の倭人の国があることにも適合する。この倭人の国は本州か四国にあったのであろう。末蘆国から女王国までの二千里は直線距離で示したが魏志倭人伝では直線距離ではなく当時の末蘆国から女王国までの道路の長さを示しているとするのが妥当であろう。従って末蘆国から伊都国を経由し、さらに別の国も経由して女王国まで到達する道のりが二千里であるととらえるべきである。この道は卑弥呼の宮殿から実質上の都である伊都国までの道路であり外国

の要人や国の高官が通る道であることからよく整備されており獣道ではなかったと推察する。しかしこの重要な道であっても渡れない川を迂回し、険しい山道を遠回りするなど曲がりくねっていたと考える。従って直線距離の二倍程度の実距離であったことが考えられる。よって女王国があった可能性が高いのは、図に直線距離で示す円の千里前後から千五百里程度の範囲にあったと推定する。この推定から魏志倭人伝に記された女王国は北部九州にあると判断される。女王国は邪馬台国の中にあるので邪馬台国も北部九州になければならない。また魏志倭人伝の行程に記されている末蘆国、伊都国、奴国、不彌国も当然北部九州にある国となる。

2. 「南至」の「南」は到着地の方向ではない

①南至投馬国 水行二十日

②南至邪馬台国 女王之所都 水行十日陸行一月

「南至」の「南」は到着地の方向と解釈されることで、この①、②が最も意味不明、矛盾がある文章とされてきた。

①、②の「南至」の「南」を外してこの文章を読むと

この文章では①不彌国から水行二十日で投馬国に到着して、次に②投馬国から水行十日、陸行一月で邪馬台国に到着することになる。

1. では女王国の位置付けとして不彌国と邪馬台国との相互の位置関係はわからないが同じ北部九州にあることを示した。この①、②に当てはめると北部九州の不彌国から出発して水行二十日で投馬国に行き、投馬国から水行十日、陸行一月で北部九州に戻り邪馬台国に到着すると読み取れる。従って北部九州から出発して遠く離れた投馬国に立ち寄り、再び別のルートで北部九州に戻って邪馬台国に到着していることになる。

よって従来の「南」が到着地の方向とする解釈では北部九州に戻れないので、「南」を到着地の方向とする解釈は間違いであると判断できる。

3. 「水行」は海岸線に沿って航行すること

①、②では「水行」により旅をしている。「水行」は帯方郡から狗邪韓国への航行に使われている。これは朝鮮半島の西海岸の海岸線に沿って南に行ったり東に行ったりして狗邪韓国に至る航行を意味している。①、②は「水行」であることから九州本島の海岸線に沿って航行することになる。「水行」では海岸線の形状に沿って航行するのでその方角は定まらない。海の航行には「水行」とは別に「渡海」がある。「渡海」は海を横断して航行することを意味しており、狗邪韓国→對海国→一大国→末蘆国への航行などに使われている。

①、②が九州から南洋諸島や本州、四国への航行、あるいは朝鮮半島から九州又は本州への航行であれば「渡海」となるが、本文は「水行」でありこの解読は誤りである。

4. 「南至」の「南」は出発方向である

「南至」の「南」が到着地の方向とする解釈は当てはまらないことを2. で示した。「南」が到着方向とすること以外の解釈になる。到着方向でなければその逆の出発方向とした場合の妥当性について考える。この場合の「南至」には「水行」で海岸線に沿って航行する条件を加える。すなわち「南」は出航方向となる。従って出航地の海岸線は南方向が空いていなければ「南」に出航できないので海岸線は南北に走っていなければならない。南に出航後の方角は海岸線に沿う方角となり到着地の方角は南とは限らない。

「南」を出発方向とする解釈での条件は

- (1) 出航地の海岸線は南北に走っている必要がある。
- (2) 到着地の方角を制約するものではない。

となる。この条件で①北部九州を「南」に出航して投馬国に立ち寄り、②投馬国を「南」に出航して北部九州の邪馬台国に到着できれば「南」は出航方向とする解釈が適合していることになる。

5. 適合するルートを求める

「南至」の「南」は出航方向とする解釈のもとで、どのような航路を辿れば北部九州の不彌国から北部九州の邪馬台国に到達できるか検討する。

不彌国から南に出航するのでその海岸線は南北に走っている場所となる。末蘆国を宗像とするとその近くの玄界灘は南北に走っていないので不彌国は玄界灘にはないことがわかる。宗像の近くで南北に走っている海岸は周防灘が適合する。従って不彌国は周防灘に面していることになる。①の水行では周防灘より南に出航して九州の東海岸の海岸線沿いを南下して二十日間航行し投馬国に到着することになる。

- ・①周防灘より二十日間九州東海岸を南下することから、投馬国は南部九州にある。
- ・②投馬国より水行が始まるのでその海岸線は南北に走っている。
- ・①と②の水行の日数は二十日対十日からその航行距離の比も2対1に近いとする。

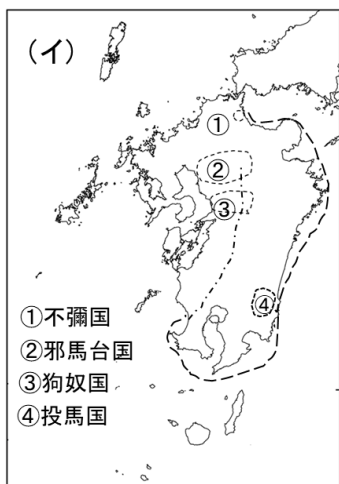
これ等を考慮に入れて北部九州にある邪馬台国への道を探すこととする。

投馬国の海岸線は南北に走る場所であることからその条件に適合する海岸としては

- (イ) 九州東海岸の南部
- (ロ) 鹿児島湾奥の大隅半島側
- (ハ) 鹿児島湾奥の薩摩半島側
- (ニ) 九州西海岸の南部

が候補になる。次に具体的に適合性を検討する。

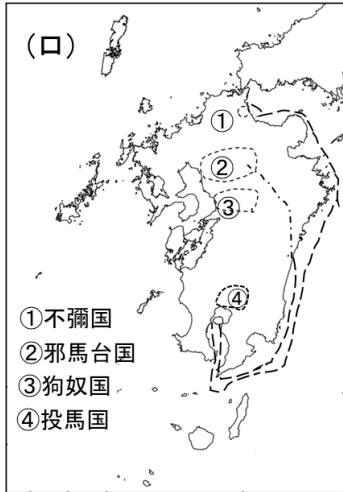
(イ) 九州東海岸南部



①不彌国より九州東海岸に沿って二十日南下して東海岸の南部の④投馬国に着く。次に④投馬国より南に出航し海岸線に沿って航行する。①不彌国から④投馬国までの航行距離の半分程度の所で上陸することになる。この場合の上陸地点は九州西海岸の南部となる。上陸地点から②邪馬台国まで一月の陸行となる。この場合②邪馬台国の南にある敵対している③狗奴国を横切るか近くを通ることになる。

- ・上陸地とそこからの陸行に必然性が無い
- ・陸行の道は有るのか、また安全か
- ・一月で邪馬台国に行きつけるか

(ロ) 鹿児島湾奥の大隅半島側



①不彌国より九州東海岸に沿って二十日南下して大隅半島を回って鹿児島湾奥の④投馬国に着く。次に④投馬国より大隅半島に沿って鹿児島湾を出て九州東海岸を北上する。①不彌国から④投馬国までの航行距離の半分程度の所で上陸することになる。この場合の上陸地点は九州東海岸の中部となる。上陸地点から②邪馬台国まで一月の陸行となる。この場合③狗奴国を避けて東海岸沿いを北上して②邪馬台国に着く。

- ・戻る航路となるがなぜ途中から陸行するのか
- ・上陸地とそこからの陸行に必然性が無い
- ・陸行の道は有るのか、安全か

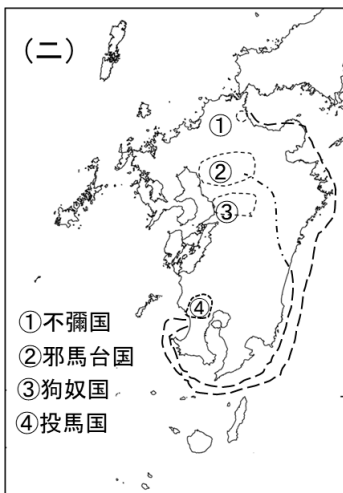
(ハ) 鹿児島湾奥の薩摩半島側



①不彌国より九州東海岸に沿って二十日南下して大隅半島を回って鹿児島湾奥の④投馬国に着く。次に④投馬国より薩摩半島を回って九州西海岸を北上し、①不彌国から④投馬国までの航行距離の半分程度の所で上陸することになる。上陸地点は長崎半島とした。上陸地点から②邪馬台国まで一月の陸行となる。陸行は北部九州の卑弥呼の支配地域であり安全に②邪馬台国に到着できる。

- ・狗奴国に近い島原半島ではなく長崎半島に上陸
- ・他に比べて最も短く安全な陸行ルートである
- ・結果として九州を一周するルートとなった

(二) 九州西海岸南部



①不彌国より九州東海岸に沿って二十日南下して鹿児島湾を越えて九州西海岸の南部④投馬国に上陸する。次に④投馬国より九州西海岸を南下し、鹿児島湾を越えて九州東海岸の中部に上陸する。上陸地点は①不彌国から④投馬国までの航行距離の半分程度の所になる。上陸地点から②邪馬台国まで一月の陸行となる。この場合③狗奴国を避けて東海岸沿いを北上して②邪馬台国に着く。

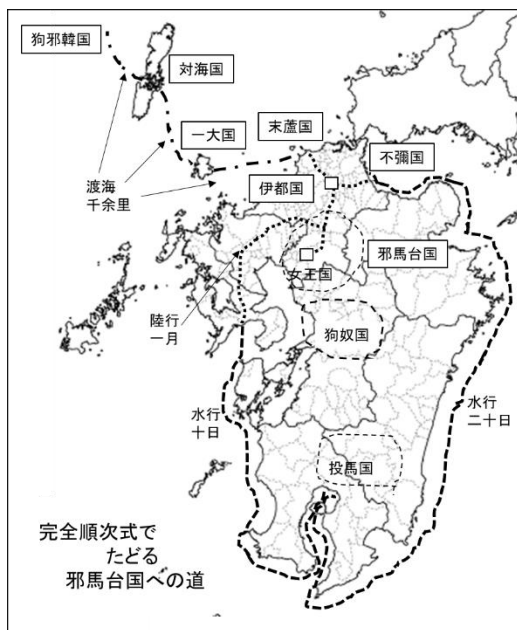
- ・戻る航路となるがなぜ途中から陸行するのか
- ・上陸地とそこからの陸行に必然性が無い
- ・陸行の道は有るのか、安全か

6. 九州を一周する邪馬台国への道

「南至」の「南」は出発方向と解釈して、北部九州にある不彌国より水行で投馬国に至り、投馬国より水行、陸行で北部九州にある邪馬台国に至る道として原理的に可能なルート（イ）（ロ）（ハ）（ニ）について評価した。

その結果、（ロ）（ニ）は航路を逆戻りして途中から陸行する、（イ）は陸行の距離は長くその上狗奴国を通るなど、現実性、合理性に欠けることから不適とした。魏志倭人伝に記されているルートは（ハ）であると判断した。投馬国に水行で行くには鹿児島湾奥が最も近くて便利であったと考える。よって筆者は魏志倭人伝に記されたルートは（ハ）の水行、陸行で九州を一周するルートであると結論づけた。

本結論に基づいた魏志倭人伝に記された邪馬台国への道を下図に示す。



末蘆国は一大国より千余里にある宗像である。不彌国より南に水行が始まるため南北に走る海岸線は周防灘が適合する。海岸線に沿って南に水行するのでそれは九州東海岸を南下することになる。大隅半島を回って鹿児島湾奥に入って水行二十日で投馬国に到着する。鹿児島湾奥の海岸は水行による投馬国への入り口であり、投馬国の都はそこから近い霧島連山と推察する。次に投馬国から南に水行が始まる。鹿児島湾奥の薩摩半島側の海岸から海岸線に沿って南に水行する。薩摩半島を回って九州西海岸を北上する。水行十日で長崎半島に上陸する。そこから陸行一月で邪馬台国に到着する。

これが筆者が解釈した魏志倭人伝に記された邪馬台国への道である。

この邪馬台国への道を成り立たせるために二つの仮説が必要となった。

仮説1. 卑弥呼は倭国の王になる前は投馬国の王であった。魏の調査団が安全に投馬国を訪問できたのは卑弥呼と投馬国は血縁関係により結ばれていたことによる。南部九州の大国である投馬国と卑弥呼にはこのような関係があることが必要である。

仮説2. 当初の計画では全ルート水行の行程であったが敵対する狗奴国との関係が悪化したため、計画していた島原湾から有明海に入る水行の安全が保たれなくなり急遽長崎半島に上陸し、陸行で邪馬台国に向かうこととなった。陸行の準備ができていなかったため一ヵ月を要した。長崎半島に上陸し、不便な陸行をしなければならなかったのはこのような事情があったとすることが妥当である。

あとがき

筆者は魏志倭人伝に記された邪馬台国への行程に誤りは無いとして魏志倭人伝に記された行程を一字一句書き換えることなく邪馬台国への道を読み解いた。従ってこれが**魏志倭人伝に記された邪馬台国への真の道**であると理解している。(魏志倭人伝を書き換えることで求めた邪馬台国への道は魏志倭人伝に記された邪馬台国への道ではない)

一字一句書き換え無しで邪馬台国への道を求めるための最も大きな解釈の変更は「南至」の「南」の解釈にあった。従来は「南」は到着地の方角と解釈されてきた。筆者は「南」は出発地の出発方向と解釈した。この解釈により到着地の方角に制約はなくなった。しかし出発地に制約が付いた。出発地は「南」に出発できる場所でなければならないことである。しかしこの制約により出発地が限定されることで適する場所を定めやすくなった。不彌国より水行二十日で投馬国に着くので投馬国は南部九州にあるとした。また水行が投馬国へは二十日、邪馬台国へは十日であることから、この間の航行距離も比例するものとして上陸地点を求めた。

筆者は九州の地図を眺めながら北部九州にある邪馬台国に行き着くために制約条件に合致するルートを探し、論理的かつ合理的な理由付けをしてルートを決めた。投馬国は鹿児島湾の奥としたがこれは投馬国から薩摩半島を回って九州西海岸を北上する必要があったためである。投馬国より水行で長崎半島に上陸、そこから陸行とした理由は狗奴国との関係が悪化して島原湾を水行できなかつたためと推理した。当初の計画では全ルート水行であったと考える。水行では人も荷物も舟で運べて便利な移動手段であった。しかし陸行では移動、運搬手段は徒歩と人力となり、賓客を案内する長旅には不向きであった。この場合緊急事態により陸行せざるを得なかつたためである。

北部九州の邪馬台国から遠く離れた南部九州にある投馬国を安全に訪問できたのは、投馬国と卑弥呼に血縁関係があったためであると推理した。

邪馬台国への正規のルートは北部九州の伊都国から北部九州にある邪馬台国へ直行する道であった。しかし本来の邪馬台国への正規の道が魏志倭人伝に記されなかつたのは、**魏志倭人伝編纂時には既に邪馬台国も女王国も消滅していた**ため記す意義がなくなり、代わりに魏の調査団が旅した九州を一周するルートを記したと考えるのもよいのではないか。

筆者が魏志倭人伝を一字一句書き換え無しで読み解いた「**魏志倭人伝に記されている邪馬台国への道**」は九州を時計回りに一周する道であった。

この解読に至る詳細については下記参考文献を参照願います。

参考文献

『魏志倭人伝に誤りは無かつた

書き換え無しで読み解いた邪馬台国への道』 (Amazon)